

新	旧	備考
<p>海外投資（株式等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 <u>沿革 令和2年2月28日 一部改正</u></p>	<p>海外投資（株式等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009</p>	
<p>第1章 (略)</p>	<p>第1章 (略)</p>	
<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条～第7条 (略)</p>	<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条～第7条 (略)</p>	
<p>(免責) 第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。 一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失であつて、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくはこれらの者の<u>役員、代理人若しくは使用人</u>（以下「被保険者等」という。）又は被保険投資の相手方の故意又は重大な過失により生じたもの 二～三 (略) 四 <u>被保険者等が不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に関する規定違反によって取得した株式等、配当金請求権又は取得金等について生じた損失</u> 五 第10条に規定する保険期間の開始日前に生じた事由による損失</p>	<p>(免責) 第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。 一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失であつて、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくはこれらの者の代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）又は被保険投資の相手方の故意又は重大な過失により生じたもの 二～三 (略) 四 第10条に規定する保険期間の開始日前に生じた事由による損失</p>	
<p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除) 第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一～五 (略) 2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保</p>	<p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除) 第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一～五 (略) 2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保</p>	

新	旧	備考
<p> 險契約を解除することができる。 一～二 （略） 三 被保険者等が、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき 四 （略） 3 （略） </p>	<p> 險契約を解除することができる。 一～二 （略） 三 <u>保険契約者又は被保険者が</u>、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき 四 （略） 3 （略） </p>	
<p>第10条 （略）</p>	<p>第10条 （略）</p>	
<p>第3章 （略）</p>	<p>第3章 （略）</p>	
<p> 第4章 保険契約の無効、失効、解除又は解約 第19条～第21条 （略） </p>	<p> 第4章 保険契約の無効、失効、解除又は解約 第19条～第21条 （略） </p>	

新	旧	備考
<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)</p> <p>第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p> <p><u>2 被保険者等が株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u></p>	<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務)</p> <p>第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p>	
<p>第5章 (略)</p>	<p>第5章 (略)</p>	
<p>第6章 保険金の支払 第24条～第25条 (略)</p>	<p>第6章 保険金の支払 第24条～第25条 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第26条 保険金請求権は、損失の発生から<u>3</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第26条 保険金請求権は、損失の発生から<u>2</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第27条～第29条 (略)</p>	<p>第27条～第29条 (略)</p>	
<p>第7章 (略)</p>	<p>第7章 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第8章 雑則 第33条～第39条 (略)</p>	<p>第8章 雑則 第33条～第39条 (略)</p>	
<p>(約款等の改正時の取扱い) 第40条 この約款による保険契約の保険期間内に、約款、運用規程、共通運用規程又は保険料率等規程（以下「約款等」という。）が改正された場合であって、当該改正の内容に保険契約者又は被保険者の権利を制限し、又は義務を付加するものが含まれないときは、日本貿易保険は、被保険者に対して通知を行うことにより、当該改正後の約款等の規定が適用されるものとするができる。 <u>2 前項にかかわらず、日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u></p>	<p>(約款等の改正時の取扱い) 第40条 この約款による保険契約の保険期間内に、約款、運用規程、共通運用規程又は保険料率等規程（以下「約款等」という。）が改正された場合であって、当該改正の内容に保険契約者又は被保険者の権利を制限し、又は義務を付加するものが含まれないときは、日本貿易保険は、被保険者に対して通知を行うことにより、当該改正後の約款等の規定が適用されるものとするができる。</p>	
<p>第41条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第41条 (略)</p>	